

本方針は、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、山縣市・保護者・地域の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を推進するため策定する。

－いじめの定義と基本的な考え方－

（H25.9.28施行 「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめ防止等のための全体計画

組織

いじめ未然防止 対策委員会

目的：いじめの防止・早期発見・対処に関する取組を
実効的に行う

役割：いじめの防止等に関わる全ての業務を統括する

定例会：毎月第1月曜日、毎週水曜日に全職員で情報交流会

構成員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任等

発生時：市教育委員会、スクールカウンセラー、PTA代表等

対策

未然防止

- ・「規律」「基礎学力」
自己有用感の醸成
- ・魅力ある学校づくり
- ・豊かな心の育成
- ・心の通い合う学校・学級
づくり
- ・人権教育・道徳教育の充
実
- ・保護者や地域への働きか
けと共通理解
- ・自己指導能力の育成
- ・情報モラル教育、「ネッ
トいじめ」に関する学習

早期発見

- ・情報の集約と共有
保護者や地域との連携
- ・いじめの実態調査の実
施
- ・教育相談体制の整備
- ・相談事業の周知

迅速な対応

- ・いじめを受けた児童の保護と心
のケア
- ・事実関係の正確な把握と教職員
間の連携と情報共有
- ・指導方針の決定・対応
- ・いじめた側の指導
- ・保護者へ報告協力依頼
- ・関係機関との連携
- ・重大事態への対応

- ◇情報発信
- ◇啓発のための研修
 - ・教育委員会・学校
 - ・PTA
 - ・警察・子ども相談センター等
 - ・青少年育成関係機関

- ◇職員の資質・能力を高める研修
 - ・「いじめ」についての理解
 - ・児童生徒の発達に関する理解
 - ・未然防止に必要なこと
 - ・早期発見に必要なこと
 - ・重大事態への対処

山県市立伊自良北小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日改訂

本方針は、児童一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、山県市・保護者・地域の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及び、いじめへの対処のための対策を推進するため策定する。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義<【いじめ防止対策推進法】H25.9.28施行>

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識 ～「いじめをしない、させない、許さない」～

全ての職員が『いじめは、どの学校どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。』という基本認識にたち、「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは卑劣な行為である」という意識をもち、全校の児童が「安心して明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

(3) 学校としての構え

全ての教育活動を通じて、岐阜県教育ビジョンにある『思いやりや助け合いの心、コミュニケーション能力や協調性をもち、人や社会とつながり、豊かな人間関係を広げ深めていく力』を育成して、人としての権利が守られる社会をつくるための態度を育てることを目指している。

- ・一見けんかやふざけ合いと思える事案についても、その背景にある事情を把握した上で対応する。
- ・児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、未然防止、早期発見・早期対応で児童生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」は、「あたたかい学級・学校づくり」。
- ・いじめの解消に向け、継続して十分な注意を払い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組 「規律・学力・自己有用感」に関わる内容を加味

(1) 魅力ある学級・学校づくり（学習規律・基礎学力の定着）

- ・「分からない」を大切にしたい授業づくり（校内研究・授業形態の工夫・習熟を図る取組）
- ・よさを認め合う学級経営・教科経営（よさ見つけ・エンカウンター・アサーションプログラム）
- ・よりよい学級や学校を目指す児童会の自治的活動（5つのたからもの）

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自分とは異なる考え方があることを受け入れ、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通して道徳教育及び体験活動の充実を図る。（道徳授業の参観日・「ひびきあいの日」の取組・「命を守る訓練」）
- ・差別や偏見を許さず、思いやりの心を育む人権教育（人間尊重の気風がみなぎる学校づくり）

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

- ・全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、児童・職員・保護者・地域が一丸となって、全力でいじめの未然防止に努める。
- ・児童生徒に自己決定の場を与え、仲間との協働のよさを適切に評価する。（学級活動・児童会活動・異学年集団活動）
- ・一人一人のよさを積極的に様々な場面で価値づけ、共感的な人間関係を育成する。（「朝の会・帰りの会」の充実）
- ・時間行動・整理整頓など集団生活の規律を守る態度を育成する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラル教育等についての研修・啓発活動に努める。（児童・PTA研修会・職員研修）

3 いじめの早期発見・迅速な対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・日常的な声かけとともに、定期的なアンケート調査（記名式・無記名式）の実施
- ・年間3回の「県いじめ調査」等の実施、「いじめ未然防止・対策委員会」で結果を基にした対策
- ・週1回の生徒指導交流での日常的な情報交換、スクールカウンセラーや相談員の協力体制整備

(2) 教育相談の充実

- ・教育相談（お話タイム）を行い、受容的・共感的な態度で傾聴・受容する姿勢で、児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、早期に対応できるように、迅速に事実把握を行う。
- ・組織的に対応するため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

対応マニュアルを常時見直し、職員会や夏季休業中の現職研修など必要に応じて適宜研修を行う。

(4) 保護者との連携 ～いじめの事実が確認された際～

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、保護者の理解や協力を十分に得た上で、児童の今後に向けて、その日のうちに解決に向けた動きをつくり、前向きな協力関係を築く。
- ・いじめた側、いじめを受けた側双方の保護者へ報告を行う。同時に、いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめた相手への謝罪の指導を親身になって行う。

(5) 関係機関等との連携

教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークの活用。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

第22条に基づき、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

<常設> 校長・教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等

<いじめ発生時：市教委と連携> P T A代表、スクールカウンセラー、学校運営協議会、市教育委員会 等

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

- ・基本方針の周知
- ・情報の交流・共有
- ・職員研修会
- ・アンケート調査
- ・防止・対策委員会
- ・児童会活動
- ・P T A研修会
- ・職員会・始業式・P T A総会（4月）・学校運営協議会（5月）
- ・定例「生徒指導交流会」（毎週水曜日）
- ・定例職員会で事例研修・情報交流・夏季休業中の特別研修
- ・県の調査（年3回）・「心のアンケート」（年3回）
- ・定例会（年3回）※事案に対応して随時
- ・「なかよし班活動」・「あいさつ運動」・よさみつけ（年間）
- ・「ネットいじめの実情と対応」（4月）

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応【組織対応】 ～「いじめ防止・対策委員会」～

〔重点・対応順序〕 いじめの訴え、情報、兆候の察知 ⇒管理職等への報告と対応方針の決定
優先事項 いじめを受けた側の児童の心の傷を癒す（必要に応じて外部専門家に力を借りる）

- ①事実関係の確実な把握（複数で組織的に、保護者の協力を得て、背景も十分聞き取る）
- ②指導方針の決定（指導方針に基づき、全職員の共通理解のもとで組織的に取り組む）
- ③いじめた側の児童への指導（被害者の心理理解、原因・背景、加害者の反省）
- ④保護者への報告と指導の協力依頼（いじめた側の児童・保護者への謝罪、児童相互の融和）
- ⑤関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑥経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携、支援の継続）
- ⑦責任ある見届け（いじめに関わる行為の有無【最低3か月以上】被害児童の心身の苦痛の有無）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき等の対応については、次の点に留意して対応する。

- ・教育委員会へ「第一報」⇒教育委員会の指導の下、協力して事実関係調査
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供
- ・生命、身体又は財産に重大な被害の恐れがあるときは、警察署に通報し、援助依頼

7 学校評価における留意事項

- ・実態把握及び措置を適切に行うため、次の3点から適正に学校の取組を評価する。
①早期発見の取組 ②対応の振り返り ③再発防止の取組

8 個人情報等の取扱い

- ・個人調査（アンケート等）、調査に関わる各種資料の管理
（資料：5年間保存）